

「マルチステークホルダー方針」

当社は、企業経営において、株主にとどまらず、従業員、取引先、顧客、債権者、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組を進めてまいります。

記

1. 従業員への還元

当社は、経営資源の成長分野への重点的な投入、従業員の能力開発や専門性の向上等を通じて、持続的な成長と生産性向上に取り組み、付加価値の最大化に注力します。また、生み出した付加価値は、従業員のエンゲージメント向上や更なる生産性の向上に資するよう、「賃金決定の大原則」に則り、自社の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引上げや、教育訓練等を含む総合的な人材投資に積極的に取り組んでおり、引き続き従業員への持続的な還元を目指します。

(個別項目)

具体的には、賃金については、毎年査定による昇給に加え、2014年より継続してベースアップによる賃金の引上げに取り組んでおります。また、教育訓練等については、それぞれの職務や職位に必要とされる能力や専門性、グローバルに活躍するために必要な知識や見識を身に付けられるよう教育を実施し、この大変革期にも対応できるひとづくりを促進しております。今後も当社の企業理念の実現に向けて、魅力的な雇用主となるとともに、従業員1人1人が活躍し事業の成長に貢献できる人事制度改革に取り組んでまいります。

2. 取引先への配慮

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

- ・ パートナーシップ構築宣言の登録日

【2020年8月24日】

- ・ パートナーシップ構築宣言のURL

【<https://www.biz-partnership.jp/declaration/74251-05-23-kanagawa.pdf>】

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

3. その他のステークホルダーに関する取組

当社は人々の生活環境、社会の生産活動を支える商用車メーカーとして、事業活動を通じ持続可能な社会の実現を目指しています。ステークホルダーの皆さまからの要請や期待に対し、カーボンニュートラルや物流業界の課題解決をイノベーションの軸に据え、様々な社会課題へ取り組みを進めてまいります。

取り組みの詳細については、下記URLをご参照ください。

【<https://www.isuzu.co.jp/company/investor/financial/annual.html>】

【<https://www.isuzu.co.jp/company/sustainability/>】

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取組を進めてまいります。

以上

令和7年3月24日

いすゞ自動車株式会社

代表取締役社長 南 真介